

れいわ ねんどとくべつしえんがっこうきゅうしょくひほじょじぎょう
令和8年度特別支援学校給食費補助事業のお知らせ
(やさしい日本語)

練馬区では、特別支援学校に通うこどもの家族に、学校の給食費を支払います。このお金をもらうためには、自分で申し込むことが必要です。ほしい人は、申し込みをしてください。

記

【対象】

すべての条件に合う人が申し込むことができます。

1. 練馬区に住んでいること
2. 特別支援学校の生徒であること
(県立、国立、私立の学校や、他の区にある学校でもよいです。)

※ 家族の収入は、関係ありません。

※ 東京都の就学奨励事業を使っている人は、申し込むことができない場合があります。

例えば、東京都の就学奨励事業で「区分Ⅰ」や「施設」の人は申し込めません。「区分Ⅱ」の人は、給食費の残り半分をもらえます。

※ 令和8年度の一時期だけでも、上の条件に合っていたら、申し込むことができます。

※ 給食を食べていなくても、家から学校に弁当をもっていっている人も申し込むことができます。

【支払い方法】

下の金額まで、お金を支払います。このお金は、申し込みをした銀行口座に振り込まれます。

お金は半分に分けて支払います。

令和8年12月～令和9年1月と令和9年4月～5月を予定しています。

しょうがっこう 小学校 1～2年生	66,900 円
3～4年生	71,500 円
5～6年生	77,400 円
ちゅうがくせい 中学生	87,800 円

※ 家から学校に弁当をもっていっている人は下の金額を支払います。

しょうがっこう 小学校 1～2年生	350 円×弁当を持っていった回数
3～4年生	374 円×弁当を持っていった回数

5～6年生 ^{ねんせい}	405円×弁当 ^{べんとう} を持っていった回数 ^{かいすう}
中学生 ^{ちゅうがくせい}	467円×弁当 ^{べんとう} を持っていった回数 ^{かいすう}

※ お金^{かね}をもらうことが決まった後^{あと}でも、練馬区^{ねりま}から引越^ひすときや、もらえる条件^{じょうけん}でなくなったときは、申し込み金額^{もうしこみきんがく}を直さなければなりません。

【申し込みができる期間^{もうしこみきかん}】

令和8年11月30日（月）まで
^{れいわねんがつにちげつ}

【申し込み方法^{もうしこみほうほう}】

書類^{しやうい}を郵便^{ゆうびん}で送るか、直接^{ちよくせつ}、渡^{わた}してください。

- ① 郵便^{ゆうびん}で送る。（令和8年11月30日までに消印^{けしいん}があれば大丈夫です。）
- ② 保健給食課^{ほけんきゅうしょくか}に直接^{ちよくせつ}渡す。（練馬区役所^{ねりまくやくしょ} 11階^{かい}）

【必要な書類^{ひつようしやうい}】

《必ず必要な書類^{かならずひつようしやうい}》

- ① 申請書兼口座振込依頼書^{しんせいしよけんこうざふこみらいしよ}（区で用意^{ようい}している書類^{しやうい}をつかってください。）
※ 書類^{しやうい}のデータは、練馬区^{ねりま}のホームページに載^のっています。
- ② 令和8年度東京都就学奨励事業支弁区分決定通知書^{れいわねんどうきょうとしゅうがくしょうれいじぎょうしべんくぶんけつていつうちしよ}のコピー
- ③ お金をもらいたい銀行口座^{かねぎんこうざ}の通帳等^{つうちょうなど}のコピー（名前^{なまえ}と口座番号^{こうざばんごう}が分かるもの）
- ④ 個人番号カード表面^{こじんばんごうおもてめん}、運転免許証^{うんてんめんきょしょう}、パスポート等^{など}のコピー（どれか1つ）

《当てはまる人だけ必要な書類^{あてはまるひとひつようしやうい}》

- ⑤ 今年度^{こんねんど}、ほかに自分が払^{はら}う学校^{がっこう}の給食費^{きゅうしょくひ}を助^{たす}けてくれる制度^{せいど}を使^{つか}っている人^{ひと}
：他^{ほか}の制度^{せいど}を使^{つか}っていることがわかる書類^{しやうい}（支給決定通知書^{しきゅうけつていつうちしよ}など）のコピー

【注意すること】

- (1) 東京都就学奨励事業^{とうきょうとしゅうがくしょうれいじぎょう}などで、給食費^{きゅうしょくひ}を全額^{ぜんがく}もらっている人は申し込みできません。
- (2) 東京都の「令和8年度就学奨励事業支弁区分決定通知書^{れいわねんどうきょうとしゅうがくしょうれいじぎょうしべんくぶんけつていつうちしよ}」は、全員^{ぜんいん}、必ず^{かならず}出^だしてください。

【連絡先・書類^{れんらくさきしやうい}を出すところ】

練馬区教育委員会事務局^{ねりまくきょういくいんかいじむきょく} 保健給食課学校給食係^{ほけんきゅうしょくかがっこうきゅうしょくがかり}

〒176-8501

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎11階^{ねりまくとよたまきたねりまくやくしょほんちようしゃかい}

電話番号^{でんわばんごう} 03-5984-5736

時間^{じかん} 8：30～17：00

（土曜日^{どようび}、日曜日^{にちようび}、祝日^{しゅくじつ}は閉まっています。）